

個人情報保護委員会（第214回）議事概要

- 1 日 時：令和4年8月31日（水）14：40～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 オンライン
- 3 出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、栗原参事官、香月参事官、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：マイナンバーガイドライン改正（令和5年施行分）について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めることとなった。
 - (2) 議題2：株式会社メタップスペイメントにおける改善策の実施状況について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
丹野委員長から「本件事案においては、委員会が7月に行った指導に対して当該事業者が講じた改善策の実施状況について、特に問題は見当たらないと考えている。なお当該事業者が多数の顧客の個人データを取り扱うという性質を踏まえ、委員会としては当該改善策を確実に実施することを引き続き注視していきたいと考える」旨の発言があった。
原案のとおり進めることとなった。
なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。
 - (3) 議題3：今後の地方公共団体等に対する監視・監督活動の方向性について
事務局から、資料に基づき説明を行った。
中村委員から「令和3年度改正個人情報保護法の全面施行により、来年度から、都道府県、市区町村に加えて、1,466の一部事務組合をはじめ広域連合など、委員会の監視・監督対象となる機関は大きく広がることとなる。また、特定個人情報に加えて個人情報の取扱いについても委員会の監視・監督の対象となる。この点を踏まえると、立入検査先選定の自動化により、各機関等を優先度に沿って検査・調査していくことや、デジタル技術の活用等により、これまで以上に効率的に検査・調査を行っていくことなど、限られたリソースを効率的に活用して監視・監督を行っていく必要がある。本資料で提案している今後の監視・監督活動に向けての取組は、

委員会の持つ資料、データ、知見、職員が培ってきたデータ分析やデジタル技術のノウハウなどを部署横断的に駆使し、来年度からの監視監督活動の効率化と有効性の更なる向上を同時に目指した意欲的なもので、高く評価できると考えており、今後、着実に実現してもらいたいと思う。具体的には、本資料で示している方向性について、年度末に向けて作成していく『監視・監督活動の方針』、『検査・調査計画』等に確実に反映していくこと、本資料の方向性に沿って業務の効率化を行った上で、業務の拡大等により必要となる監視・監督の体制や人員の拡充にもしっかりと取り組んでいくことが肝要である。また、本資料の内容や取組等について、様々な機会・媒体等を活用して地方公共団体等に周知等を行い、来年度からの委員会の監視・監督活動への理解と協力、個人情報保護に対する意識の涵養を促していただきたいと思う」旨の発言があった。

藤原委員から「令和5年4月以降、地方公共団体等が委員会の監視対象になることに伴い本資料が作成されたが、本資料は、特にトップマネジメント層とのリスクコミュニケーションや出先機関への対象拡充などの点において実効性があり、他の地方公共団体への波及効果も期待でき、有意義なものと考えている。本資料において検討対象の中心とした、漏えい等を未然に防ぐための計画的な検査・調査だけではなく、漏えい等が発生した場合における対応も必要となる。地方公共団体等も監視対象となることによる漏えい等報告の受付件数の大幅な増加や、先般の尼崎市におけるUSBメモリ紛失事案等のようなで世間の関心が高い漏えい等事案の同時多発的な発生も想定される。今後、おそらく類似の事案が多く発生し、これに伴う報告が増えると考えている。このため、漏えい等事案対応の面でも、事務局の事務処理体制・人員の拡充、事務フローの整備等に向けて、必要な準備を進めてもらいたい」旨の発言があった。

丹野委員長から「令和3年度改正個人情報保護法の全面施行により、来年度から地方公共団体等も委員会の監視対象になる中、本資料は、来年度以降の監視・監督活動の全体像を方向付ける非常に重要なものである。また、その重要性に鑑み、これまでに、複数の地方公共団体の実務を直接視察したほか、悉皆的に全国の地方公共団体等の安全管理措置等に関するアンケートを実施するなど、必要な調査を進めた上で検討されたものである。従前の監視・監督活動も踏まえつつ、これまで以上に効果的・効率的な新規性のある監視・監督の方法を提示しているものと評価したいと思う。個人情報の保護をとりまく環境が変化し続けている中で、委員会の最も重要な役割の一つである監視・監督業務を着実に遂行するために、本資料で提示している取組等も含めて、引き続き、監視・監督の方法の更なるブラッシュアップに努めていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、進めることとなった。

以上